

弁護士 宮原 悠太

池袋総合法律事務所での1年間の養成を終え、昨年1月から、法テラス壱岐法律事務所へ赴任しております。

壱岐は、長崎県にある南北約17キロメートル、東西約15キロメートルの離島です。玄界灘に面し、長崎空港から飛行機で約30分、博多港から高速船で約1時間の距離に位置しています。



お刺身

漁業や農業が盛んで、ウニやイカなどの魚介類や壱岐牛などが特産品です。また、有名な観光地としては、サルが横を向いた姿のように見える奇岩「猿岩」や、弥生時代の遺跡である原の辻遺跡等があります。

壱岐で取り扱う事件は、離婚事件、債務整理事件、刑事事件、成年後見事件、破産管財事件等、様々です。離島ならではの事件がそれほど多いというわけではありませんが、島内には、私を含め弁護士が2人しかいないので、必然的に、いろいろなご相談をお受けすることになります。



猿岩

また、弁護士として、行政の主催する委員会に委員として参加し、法的な問題等について助言をすることもあります。個別の案件について、行政や福祉の方と連携しながら、



勝本港

問題の解決を図ることも多いです。行政や福祉の方との距離感が近いということは、こちらでの業務の特色といえると思います。

生活面に関しては、事務所の近くに多くの飲食店があり、また、スーパーマーケットもあるので、食事や日用品の買い物には困ることがありません。スーパーに並ぶ魚は、その日の漁の

成果次第で違ってくようで、珍しい魚を見つけて自炊をすることもマイブームになっています。また、地元の方からは、釣りをよくすすめられるので、いつかやってみたいと思っています。

このように、恵まれた環境の中で、弁護士として経験を積む機会をいただけたことを、大変ありがたく感じております。壱岐でさまざまな事件に関わる中で、弁護士としても人としても成長できるよう精進する所存です。



イルカパーク

# いけそう便り

第9号  
2023

謹賀新年



バッキンガム宮殿前のビクトリア女王像  
撮影：事務局 M・K

## アクセス

**【電車でお越しの方】** (池袋駅東口から徒歩約7分)  
池袋駅東口(パルコ口)を出て、明治通りの信号を渡り、ヤマダ電機LABIの北側の道(向かって左の道)を進みます。  
もう1つ信号を渡り、少し左にずれた道(WACCAの隣の道)をそのまますすぐ進みます。中池袋公園を通り東京建物ブリリアアホールの右側を進みファミリーマートの先にあります。

**【お車でお越しの方】**  
当事務所のある城北自動車会館の立体駐車場(車高等の制限あり。有料。)をご利用いただくか、WACCA・サンシャインシティの駐車場など近隣の駐車場をご利用下さい。



## 新年のご挨拶

新しい年を迎え、みな様におかれましては、ますますご清栄のことと存じます。

当事務所は、「地域の人々が安心して相談・依頼できる法律事務所」をコンセプトに業務を行ってまいりました。弁護士は、それぞれが専門性のある分野に精通しており、さらに、事務所内において様々な法的問題について定期的に研究会を開くなどして、近年の多様化・複雑化する相談内容についても事務所として十分に対応できる体制となっています。

なお、当事務所は各地に赴任する前の日本司法支援センター(法テラス)のスタッフ弁護士を養成する事務所でもありますが、1年後の地方赴任を目指して小池崇之弁護士が昨年5月から当事務所に在籍しています。

私どもは、これからも、みな様が気軽に相談できるいわゆる敷居の低い事務所を目指すとともに、みな様に充実した質の高い法的サービスを提供できるように研鑽に努めてゆく所存です。

今後とも、よろしくご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2023年 元旦

代表弁護士 木田 卓 寿  
 弁護士 荻野 明 一  
 弁護士 川合 順 子  
 弁護士 澤田 稔  
 弁護士 志水 英美代  
 弁護士 鶴森 雄 二  
 弁護士 弘中 章  
 弁護士 小池 崇 之

## 養成終了まで、残りわずか

弁護士 小池 崇之

謹んで新春お祝い申し上げます。

法テラスのスタッフ弁護士として、当事務所で働き始めて、早くも約8か月が経過致しました。

この8か月間を振り返ってみると、当事務所の弁護士と共同で様々な事件に携わって行く中で、少しずつできることが増えてきたように思います。

こうして、弁護士として、いろいろな経験ができ、成長できているのも、依頼者の皆様をはじめ、多くの方々にお力添えいただいたおかげです。心より感謝申し上げます。

弁護士の仕事を始めて思ったことは、弁護士の業務の内容が非常に多岐にわたることでした。中には、今まで、全く扱ったことのない事件タイプの依頼を受けることがあります。新人弁護士であればなおさらです。

そのような状況でも、弁護士としてしっかり対応できるように、日ごろから、勉強・研究・調査を続けることが大切だと実感しました。

養成期間が終了するまで、残り4か月程度ですが、勉強・研究・調査を欠かさず、全力で取り組んでいきたいと思っておりますので、今後とも、ご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



実家の猫たち

## 子どものための製品安全について

弁護士 志水 芙美代

誤飲・挟まり・閉じ込めなど、製品事故により子どもが被害を受けた場合、一種の自己責任として保護者の過失が問われることが少なくありません。“どうしてそんな製品に触れさせたのか”、“なぜ親はずっと見守っていなかったのか”等。しかし、子どもは本来的に好奇心、探究心の塊であり、大人の想定からは思いもよらない行動をとることがありますし、保護者も24時間子どもを見張り続けることはできません。根本的に製品事故を防ぐためには、製品安全を確保することが重要です。

日本では、子どもの安全のために危険な製品の流通を防ぐ法規制が必ずしも十分ではありません。玩具や乳幼児用品など、少なくとも子どもが日常的に触れることが想定されている製品について、製品事故を未然に防ぐことができるような法的枠組、基準作りが必要であると思っております。そのために何か提言ができないか、検討する一年としたいと思っています。

本年も、どうぞよろしくお願いたします。

東京都消費生活総合センター  
教員向け消費者教育情報提供誌 WEB版  
“わたしは消費者”に「製品事故について考える  
～消費者としての立場から～」を載せています。→



## 「今年こそは！」からの脱却

弁護士 鶴森 雄二

新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いたします。

毎年、年の初めに「今年こそは！」と誓いを立てていることがいくつかあります。大体は何もしないまま気付けば年末になっており、年が明けると「今年こそは！」の繰り返しとなっています。その「今年こそは！」の無限ループとなっていたことの一つで、中学生の頃よりある英語(特に英会話)に対する苦手意識を払拭すべく、昨年4月から毎朝 NHK の「ラジオ英会話」を聞いております。きっかけは、同じころ放送が終わった NHK の朝ドラです。WEB で「聞き逃し配信」がありますので、朝早く起きて聞く必要はないのですが、習慣づけないとダメになっていきますので、できるかぎりリアルタイムで聞くようにしています。今のところ継続していますので(といっても、ただ聞いているだけです)、永年の課題であった「今年こそは！」の無限ループからようやく脱却できそうです。

## 山歩きについて

弁護士 木田 卓寿

私は、コロナウィルス感染問題が生じる前の時期、たびたび山歩きを楽しんでいました。本格的な登山ではなく、奥多摩や秩父など日帰り登れる低山を歩くものです。場所の選定については、近くに日帰り温泉があることが大変重要で、歩いた後にのんびり湯につかり、その後のビールをゆっくり楽しんで帰宅するのが常でした。春には、可憐なカタクリの花や新緑に映える山つつじをながめ、秋には、紅葉に染まる景色の中を散策することが贅沢に感じられました。山歩きの効用にはもちろん心をいやすという面がありますが、もう一つ、考えを整理する、まとめるという点もありました。私は、一人で山歩きをすることも多いのですが、歩きながら、その時に参与していた事件の法的な整理や書面の構成などをふと考えるという時間がありました。それが意外に役に立つのです。そのことを目的として山歩きをしていたわけではありませんが、解放された気分の中で、違う視点での発想があったのかもしれない。

家族や友人と山歩きすることも楽しいですが、一人で自分のペースで歩くこともおすすめです。今年はもう少し山歩きを楽しむ時間を多くしたいと思っています。



浅間尾根のカタクリ

## 相続事件について考えること

弁護士 川合 順子

昨年は、相続に関する案件を多く担当しました。法律相談の他、遺言書の作成、遺留分の請求、遺産分割(交渉案件も、家裁での調停等の事件も)など、各種の段階のケースに取り組みました。

一生のうちに相続を一度も経験しない、という人は少ないと思います。また、全ての人が、いつかは後に相続手続を残していくこととなります。

相続が発生すると、ご家族(相続人)の協議のみで円満に話がまとまる場合も、多くあります。他方、一旦トラブルや不信感が発生すると、解決に困難を伴うのも相続案件の特徴と言えます。お身内であるが故に様々な感情が生じ、割り切ることが難しく、また家族史を遡っての言い分や不公平感が表面化しやすい、といった背景があると感じます。

ご親族との対立に心を痛めておられる相談者・依頼者の皆さまが、良い解決に到達されるよう、私たち弁護士も、一層の研鑽に励みたいと思います。



冠雪の千両

## 思いは高く

弁護士 弘中 章

引き続き、公務員の労働問題をテーマに勉強を続けています。

始まりは弁護士として直面した「非正規公務員」の問題でしたが、その後、公務員法全体をもっと理解しなければいけないと痛感し、テーマを広げて数年が経ちました。この間、労災(公務災害)、労働時間・休暇、雇用保険(失業者退職手当制度)と分野をいくつか選び、それぞれで民間の労働法と公務員法を比べながら、両者で何が違うのか(共通するのか)、それは何故なのか、あれこれ考えてきました。

そろそろ考えをまとめなければなりません。各制度が相互につながっていることに気づくなどして事の奥深さを実感しつつ、論文としてまとめ上げることの困難にぶつかっています。とはいえ、今、自分ができることを真剣にやれば道は開けるはずだと信じて、歩みを続けています。改めて思いを強く持つ年明けにしたいと思っています。

皆さまのご多幸をお祈りします。本年も何卒よろしくお願申し上げます。



こんな論文・記事を書いています。→

## こども基本法の施行

弁護士 澤田 稔

本年4月1日に「こども基本法」が施行されます。子どもが人として尊重される権利の主体なのだ、ということ私たちの社会の共通認識とするために、子どもについて包括的に定めた法律の制定が長年求められてきましたが、ようやくそれが実現することとなりました。併せて、子ども施策を総合的に調整する機関としてこども家庭庁も設置されます。

子どもの権利を考える際には、「子どもの最善の利益」が常にキーワードとなります。私が子どもに関するケースに関わる際にも、忘れないように気を付けています。こども基本法でも、子どもが意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会の確保と子どもの意見の尊重や最善の利益の優先考慮が施策の基本理念となることが謳われています。

こども基本法には、権利のカタログまでは載っていないとか、国の子どもの権利擁護委員会の設置が見送られたという問題もあり、今後の改正も楽しみです。

## 「障がい者の命のねだん」

弁護士 荻野 明一

交通事故などで人が亡くなった場合、加害者から賠償金(多くの場合保険金)が支払われます。その中に、「逸失利益」といわれる、事故直前の収入を基礎にして被害者が67歳の稼働年齢までに得られたであろう収入に相当する分を算定した額があります。

しかし、障がいのある幼児・児童・生徒など未就労の年少者が亡くなった場合、その逸失利益の算定額は、平均賃金を基に算定される障害のない年少者に比べて、格段に低かったのです。理由は、障がいがあるため将来得られる収入も殆ど見込めないだろうという予想ないし偏見にありました。

裁判例でも平成の初めころまでは、年少の障がいのある人の逸失利益はゼロだとか地域作業所の小遣い程度の収入や最低賃金の10%減などを基礎とした低額な算定例がありました。

しかし人の命の価値は、障がいの有無によって差があってはなりません。また、平成25年の障害者雇用促進法の改正など関係法令の整備や企業の支援など社会全体の状況により、障がいがあっても、より障害のない人に近づいた労働環境が少しずつですが実現しつつあります。

最近の裁判例も、男女平均賃金をもとにその2割減の額としたものもあります(広島高裁令和3年9月10日判決。一番の山口地裁は3割減)。

一見難しそうでも諦めずに挑戦して、新たな裁判例を作るべき案件もあります。